知財推進計画2023(コンテンツ関連部分)において採り上げるべき事項のポイントについて(案)

2023年4月21日 内閣府 知的財産戦略推進事務局

- Ⅲ. 知財戦略の重点 9 施策
- 6. デジタル時代のコンテンツ戦略
  - (1) コンテンツ産業の構造転換と競争力強化
  - (2) クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
  - (3) コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革
  - (4) デジタルアーカイブ社会の実現
  - (5) 海賊版・模倣品対策の強化

6. デジタル時代のコンテンツ戦略

# (1) コンテンツ産業の構造転換と競争力強化

### 【現状と課題】

### <デジタル時代の構造変化>

- デジタル化により、コンテンツの流通コストは低下し、流通経路は複線化。世界規模の配信プラットフォームの伸長と相まって、市場のボーダレス化・グローバル化を促進(良いコンテンツは「世界で売れる」チャンスが拡大)。
- 一般ユーザーも自身の作品を創作・発信。コンテンツが人々の日常に深く入り込み、創作・流通・消費のサイクルがますます活性化。
- メタバース、NFT等の新技術は、新たな経済圏を創出し、コンテンツビジネスにゲームチェンジをもたらす可能性。

#### く世界と日本のコンテンツ市場>

- デジタル時代の世界のコンテンツ市場は急速に拡大。コロナ禍を経て、各国のコンテンツ産業は、速やかな回復からさらなる成長へと移行。
- 日本のコンテンツ市場の成長率は各国に比べて低位。
  - ※日本の市場が占める割合が縮小する中、世界の中での日本発コンテンツの存在感は相対的に低下。

#### <国内のコンテンツ産業をとりまく環境>

- コンテンツ市場のボーダレス化は、海外事業者の日本市場進出も促すなど、新たな競争環境をもたらす形に。 ※流通段階では、巨大プラットフォームの支配力の高まり(プラットフォーマーによる、コンテンツや制作資源囲込みの動きも)
- 日本のコンテンツ産業は、特定分野を除けば、国内向けのビジネスモデルがなお主流。独自の商習慣や制作手法が、海外からの 投資促進のネックに。制作現場のDXも遅れ、生産性の停滞につながる等の課題も。
  - ※デジタル時代に対応した産業構造転換の遅れが、成長に限界をもたらす要因にも。

# デジタル時代に対応し、世界市場を前提とした産業構造への変革を進めるのか、これまでどおりのビジネスモデルを続けるのかによって、 我が国コンテンツ産業の将来は大きく明暗

- → 「世界で売れる」作品作りに向けた制作システムへの転換と販売力強化が必要
  - ・【作品制作】 消費者が潜在的に求める価値を捉え、感動・共感を引き出すという原点への回帰 ※広告スポンサーの意向を反映した作品づくりより、普遍的なテーマに即した価値提供を目指す作品づくり メディア・コンテンツ産業の制作者としての競争力強化(クリエイターの力、製作・制作マネジメントの力)
  - ・【交渉・販売】海外のパートナーと交渉し、販路を開拓。世界規模のプラットフォーマーが提供する販売ルート等も有効活用。
- → 新たな成長に向けた事業革新が必要
  - ・オリジナルIPを核に、ファンコミュニティを育成し、クロスメディア展開により収益化など(メタバースの発展等がそれらを後押しすることも期待)
- → 国境を越え、メディアの壁を越える事業展開を見据えた構造転換が不可避。これに向けた民間の行動の具体化も必須
  - ・こうした民間の取組を支援するための政府の仕組みと運用を強化(府省庁の壁を超えた統一的な戦略、関連施策の一体的推進など)

- ・ コンテンツ産業の強靱化や構造改革について、民間側の方針を明らかにしつつ、それらの促進方策を検討するための官民連携による 協議の場の設置
- ・ 民間側におけるビジネスモデルやガバナンス、人材管理等の変革方針を踏まえた人材育成支援(クリエイター、プロデュース・マネジメント 人材等)
- ・ 民間側における世界展開に向けたビジネスモデル、市場戦略等の変革方針を踏まえたプロモーション支援、国際発信の強化等
- ・ 新たなビジネスモデルへの転換に向けた事業基盤強化、次世代ビジネス環境に対応したコンテンツ創出支援、コンテンツ製作・流通工程の効率化に資するシステムの開発・実証等
- ・ 外国映像作品の口ケ誘致、共同制作等の推進
- ・ メタバース上のコンテンツをめぐる新たな法的課題への対応について、ガイドライン等を作成・公表

- 6. デジタル時代のコンテンツ戦略
  - (2) クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元

#### 【現状と課題】

- 我が国の制作環境については、従来より、作品の成功による収益が、現場のクリエイターの利益に必ずしも反映されない等の課題が指摘。
- デジタル化の進展に伴い、
  - ・ 個々のクリエイター・制作事業者が、従来のマスメディアを介さず、自己の作品をインターネットを通じて発信、収益化することが可能に。
    - → コンテンツ産業における従来の系列的な構造にも変化。クリエイティブ制作層の独立への流れ
  - ・ コンテンツの流通は、マスメディア主導からプラットフォーム主導へ
    - ※ プラットフォーマーについては、クリエイターにとって、
      - ─ 世界に直結する販路を開く、豊富な制作資金源の提供元となるなど、流通・制作のパートナーとして重要に
      - 収益の分配プロセスに不透明性、バリューギャップの可能性、制作受託時の契約条件などについても留意が必要
    - ※ サービスの利用者が増えるつれ価値が増加する「ネットワーク効果」をもつプラットフォームは、一部の企業に市場支配力が定着しやすい傾向 ~諸外国では、プラットフォームをめぐり、公正競争確保等の枠組みを検討する動きも盛んに
- Web3関連技術を利用した、ピア・ツー・ピアのコンテンツの取引の拡大により、クリエイターと消費者が直接的につながり、新たな経済圏 (クリエイターエコノミー)を創出する等の動きも拡大

# 質の高いコンテンツを持続的に生み出していくためには、グリエイターが作品の利用に応じた適切な対価を得て、それらを基に新たな 創作活動へとつなげる好循環を機能させていくことが重要

- → クリエイターへの適切な対価還元に向け、プラットフォーマーの役割にも留意しながら、必要な対応を検討していく必要
  - ・ クリエイターが自己の作品の視聴データ等について適切な情報開示を受けるなど、取引の透明性を確保。これらを基に適正な取引を促進
  - ・ 諸外国では、侵害コンテンツ対策や、プライバシー情報の保護等の観点から、プラットフォーマーへの関与を強める動きもあること等にも留意
- → クリエイター主導に向けた取組みの推進を図るとともに、新たな対価還元の仕組みについて構想進める必要

- ・競争政策、デジタルプラットフォーム政策、著作権政策等の動向を踏まえながら、クリエイター等への適切な対価還元や、プラットフォームの役割等をめぐる課題について、対応を検討
- ・ クリエイター等への対価還元促進のための方策について、配信プラットフォームや投稿サイト等における著作物の利用状況、対価に関する情報の透明性、権利保護・権利処理において投稿サイト等が果たすべき役割等を踏まえ、検討
- ・ 契約書の標準的ひな形の提供、マニュアルの公開等を通じてフリーランスのクリエイター等を支援

- 6. デジタル時代のコンテンツ戦略
  - (3) コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革

#### 【現状と課題】

- ○「知的財産推進計画2022」は、
  - ・ 簡素で一元的な権利処理のための制度について、デジタル時代のスピードの要請に対応し、デジタルで一元的に完結する手続きを 目指して、具体的措置の検討を行うことを明記。
    - → 文化庁は、文化審議会において検討を進めた結果、著作権等の利用に関する新たな裁定制度を創設する著作権法改正法案を、2023年通常国会へ提出
  - ・ 著作権者等の探索のための分野横断的な権利情報データベースの構築について、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象 として、権利情報の確認や利用許諾の意思表示ができる機能の確立方策の検討を行うことを明記。
    - → 文化庁は、研究会を設置して検討を進めた結果、「**分野横断権利情報検索システム**」のイメージや、その活用フローのイメージ等を明らかにした報告書をとりまとめ。
- 新たな裁定制度の手続きに際し必要となる権利者の探索、利用可否の意思の探索については、「分野横断権利情報検索システム」を 活用して行うことが想定。
  - ※ デジタル時代のスピードの要請に鑑みれば、著作権権利処理についても、可能な限りデジタルで完結できる仕組みを目指すべき

様々なアイデアの融合やコンテンツの共創を促していく上で、デジタル時代にふさわしい著作権権利処理の仕組みの構築は必須。 デジタル化がもらたらす社会経済的好機を最大限に生かすよう、権利処理にかかる手続きコスト・時間コストの低減を図る必要。

→ デジタル時代のスピードに対応し、コンテンツの「創作」と「利用」の循環を加速させるよう、著作権制度・関連政策の改革について、 関係者の理解と協力を得ながら、その推進を図っていく必要

- ・ (改正法案が成立した場合には、)新たな制度がデジタル時代に対応したコンテンツ産業の成長加速を促すとともに、クリエイターへ の対価還元を促すものとなるよう、利用者、権利者をはじめ幅広いステークホルダーの協力を得て、窓口組織の整備を進め、その組織 体制、サービス内容の具体化を図るなど、円滑な施行に向け準備。
- ・「分野横断権利情報検索システム」関し、権利者、利用者はじめ幅広いステークホルダーの協力を得つつ、各分野のデータベースを保有する団体等との連携、システムの設計・開発等を推進。ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用 許諾に係る意思表示の確認ができる機能を確立することを目指す。
- ・ 簡素で一元的な権利処理の実現を促進するため、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制、 及び役割分担の枠組みについて検討し、新制度の円滑な開始準備、及び継続的運用に資する措置を講ずる。

6. デジタル時代のコンテンツ戦略

# (4) デジタルアーカイブ社会の実現

#### 【現状と課題】

- デジタルアーカイブは、社会が持つ知や、文化的・歴史的資源等の記録を未来へ伝えるとともに、イノベーションの源泉ともいうべきコンテンツやその関連データの共有基盤となるものであり、様々な領域における利活用が期待。
  - ※ 政府においては、ジャパンサーチを核に、各分野のアーカイブ機関等との連携による「デジタルアーカイブジャパン」の体制を整備して取組を推進。
  - → 引き続き、デジタルアーカイブの拡充・利活用促進に向け、各アーカイブ機関等における更なる取組の推進を図っていくことが重要。
- ジャパンサーチを核とした現在のデジタルアーカイブは、主として文化資産・学術資料等を対象とし、その多くは、コンテンツのメタデータ (所在情報等)をオンライン公開しているのみ。コンテンツそのものをデジタルデータとしてオンライン提供できるものは一部。
  - → コンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造を目指す上では、商用コンテンツ(アウトオブコマースを含む)も対象として、コンテンツ情報の見える化や、デジタルコンテンツの拡充、その利活用促進等を進めていくよう、更なる検討が必要。
  - → 「デジタルアーカイブジャパン」の推進体制としても、我が国がもつデジタルアーカイブの全体を見据えた見直し・拡充を図り、体制を 発展させていくことが必要。
- 多様なアーカイブ資産のオンライン公開や、二次利用・二次創作等の利活用促進にも資するものとして、簡素で一元的な著作権権利処理のための新制度を創設する著作権改正法案が2023年通常国会に提出。
  - ※ 新制度においては、一元的な窓口組織を設け、分野横断的な権利情報データベースを活用した権利者の探索を行うこととして おり、当該データベースの構築に当たっては、「ジャパンサーチとの連携も考えられる」とされている。
  - → コンテンツ情報と権利情報の適切な連携により、アーカイブ化されたコンテンツの利活用基盤の更なる充実が期待 ※利用したいコンテンツの発見から、その権利情報の確認、権利処理の手続きまでを円滑に行える仕組みの整備が望まれる。

- ・ 商用コンテンツ(アウトオブコマースを含む)も視野に入れてデジタルアーカイブジャパンの推進体制を強化。商用コンテンツ(同)も対象としたコンテンツ情報の見える化、利活用促進等に向けた取組みについて検討。
- ・ ジャパンサーチとアーカイブ機関の連携拡大、各分野におけるデジタルコンテンツの更なる拡充とオープン化促進。利活用の機会拡大
- ・ 分野横断的な著作権権利情報データベースとジャパンサーチの連携に関する検討、必要な措置
- ・ メディア芸術のデジタルアーカイブの促進など、メディア芸術振興の中核ともなる国際拠点形成に向けた構想を具体化

6. デジタル時代のコンテンツ戦略

# (5) 海賊版・模倣品対策の強化

#### 【現状と課題】

- 2020年著作権法改正により、同年10月にリーチサイト対策が、2022年1月に侵害コンテンツのダウンロード違法化が施行された結果、 ダウンロード型の海賊版サイトは退潮したが、ストリーミング型による海賊版の被害が、なお拡大。
- 出版社等の対策チームと連携し、海外海賊版サイトへの法的措置(刑事・民事)を進めた結果、2021年11月には漫画BANK(中国)が、2022年2月頃にはベトナム系主要2サイトが閉鎖に至り、海賊版サイトへのアクセス数も大幅に減少。
  - ※ ただし、ベトナム海賊版については、未だサイト運営者の摘発・刑事訴追には至っていないほか、巨大サイトの閉鎖後にそれらの後継サイトも 出現しており、なお予断を許さぬ状況。
- 検索サイト対策については、権利者と事業者の協議により、海賊版に係る検索結果について、一定の手続き・条件の下で表示抑制が図られる措置が採られ、その措置内容も改善してきているが、検索サービスから海賊版サイトへの流入がなお相当規模で続く状況。
  - ※ 特に、新興海賊版サイトの成長段階では、検索サービスからの流入による寄与が大きい。
- 海賊版対策に対する広告出稿抑制の取組については、著作権侵害サイトリストの広告関係3団体への提供(国内)、WIPOアラート による共有(海外)等により相当の効果を上げたが、なお残るアングラ広告の出稿抑制には限界。

#### 民間との連携を強化しつつ、関係省庁一体となって、海賊版対策に取り組む必要。

- → 引き続き、海外海賊版サイトの運営者摘発等に向けた取組を推進するとともに、後継サイトへのユーザー流入の防止も含め、更なる対策強化
- → 対策の検討に当たっては、海賊版サイトの運営を成り立たせている構造全体を視野に入れ、より効率的・効果的に被害を抑える ことのできるアプローチを追求
  - ※ 例えば、コンテンツの安定的配信に不可欠とされるCDNサービスは、殆どの大型海賊版サイトが特定の一社のサービスを利用しているとも指摘され、これへの対応が大きな効果をもたらすこと等も想定

- ・「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」(2021年4月更新)の着実な実施とその検証、更なる取組の推進。被害状況・対策の効果を逐次検証し、更なる対策を推進
- ・海賊版サイトの運営やサイトへのアクセスに利用される各種民間サービスについて、必要な対策措置が講じられるよう、民間事業者との協力等の促進、働きかけ、権利者への支援
  - ※ 海賊版サイトへのCDNサービスの提供停止(CDN事業者)、海賊版に係る検索結果表示の削除・抑制(検索サイト事業者)
- ・ 海外を拠点とする海賊版サイトの運営者摘発等に向け、国際連携・国際執行の強化
  - ※ 国際捜査共助等の枠組みを活用した捜査、サイト運営者特定のためのデジタルフォレンジック調査、権利者が行う権利行使への支援等